

<p>子 吉 川</p> <h1>水 質 情 報</h1>	<p>子吉川水系水質汚濁 対策連絡協議会 事務局 国土交通省東北地方整備局 秋田河川国道事務所 秋田市山王一丁目10-29</p>
-------------------------------	---

第157号の主な内容

○平成30年7月～9月の水質環境調査結果の概要（国土交通省、秋田県）

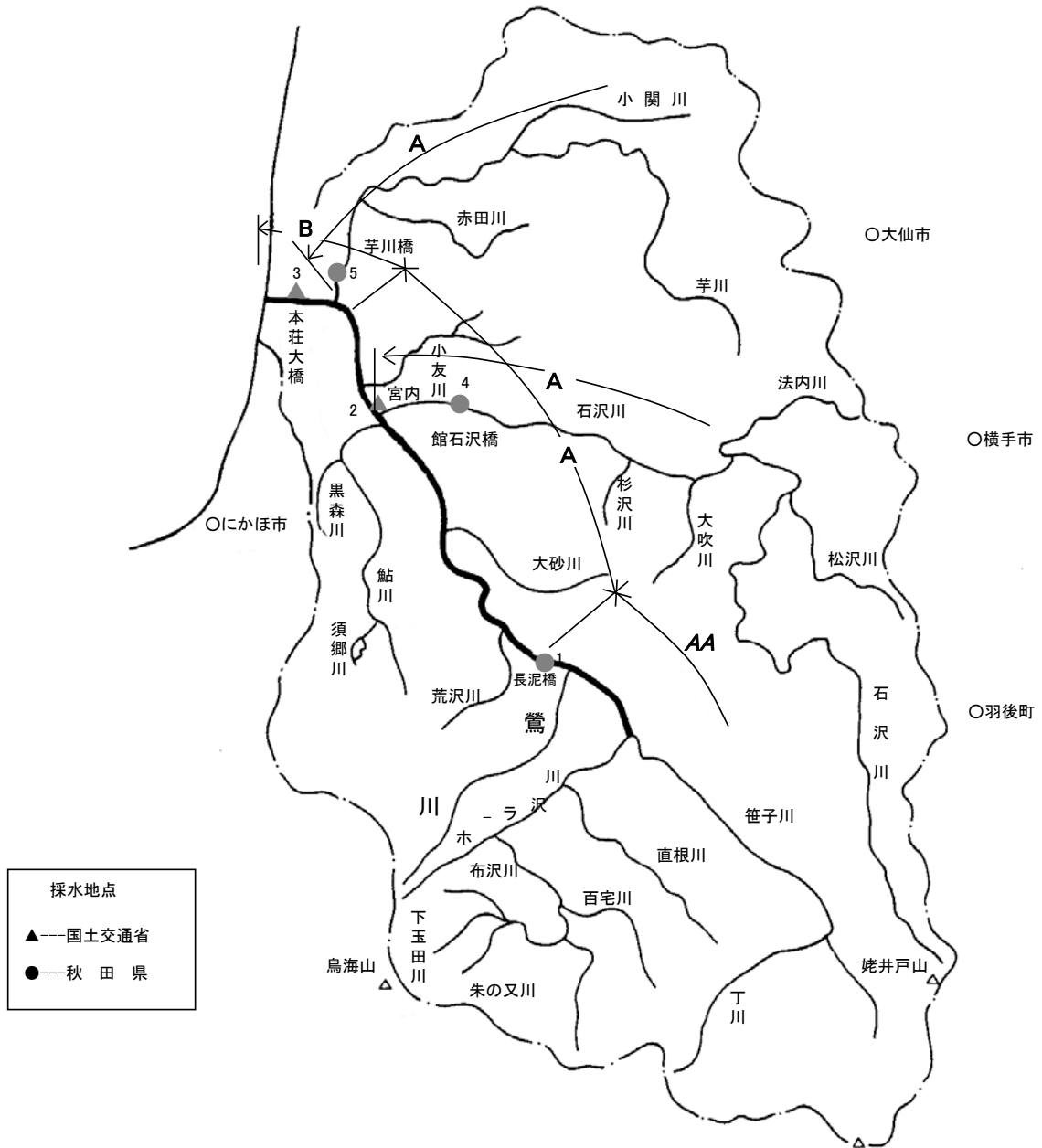
西滝沢水辺プラザ秋まつり

10月21日(日)西滝沢プラザにて秋まつりが開催されました。

秋まつりでは、家族で楽しめるたくさんのイベントが行われました。



平成30年度 子吉川水系水質環境調査地点図



平成 30 年度子吉川水系水質環境調査結果（国土交通省）

1. 水 質 の 概 況

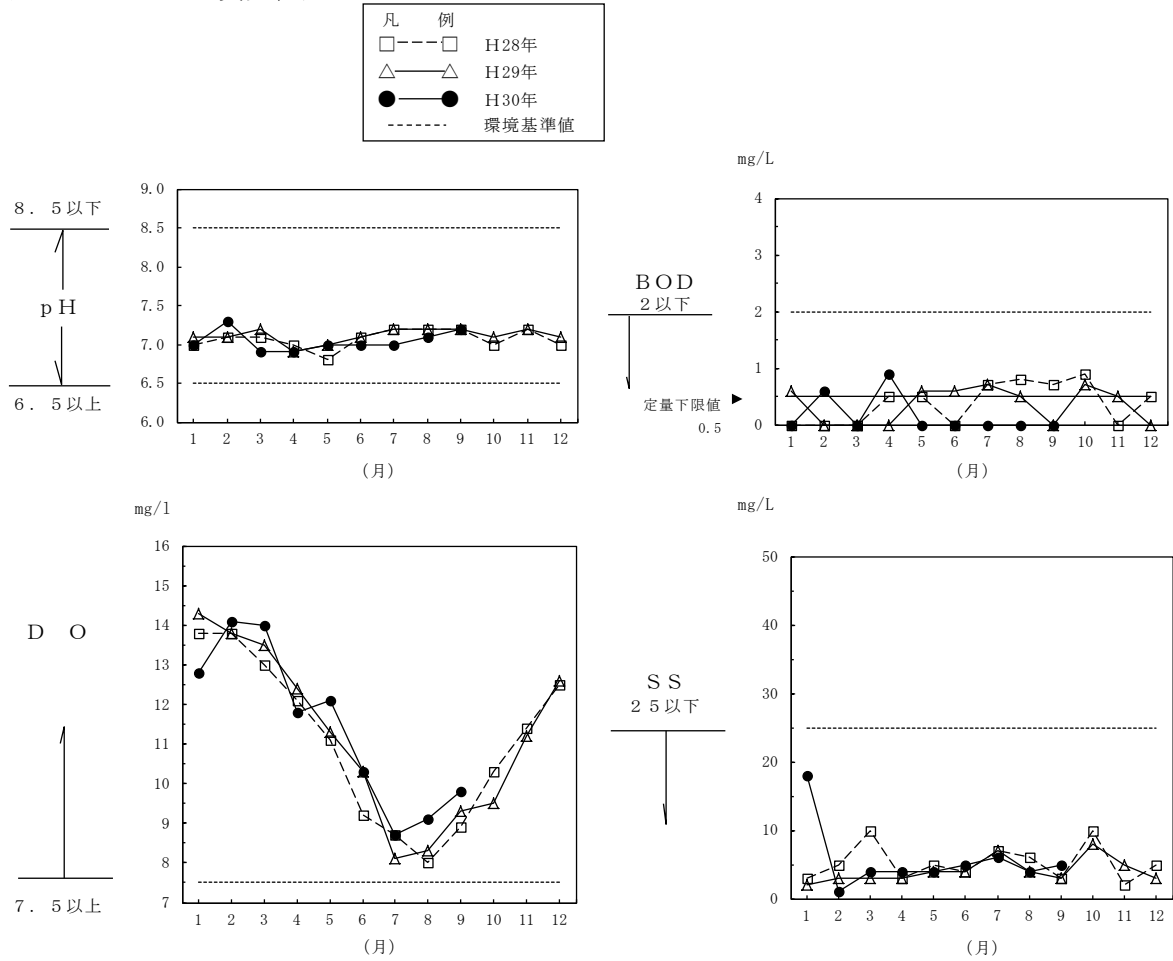
平成 30 年 7 月～平成 30 年 9 月までの子吉川（秋田河川国道事務所管内）の水質調査結果は次のとおりである。

調査地点……宮内、本荘大橋

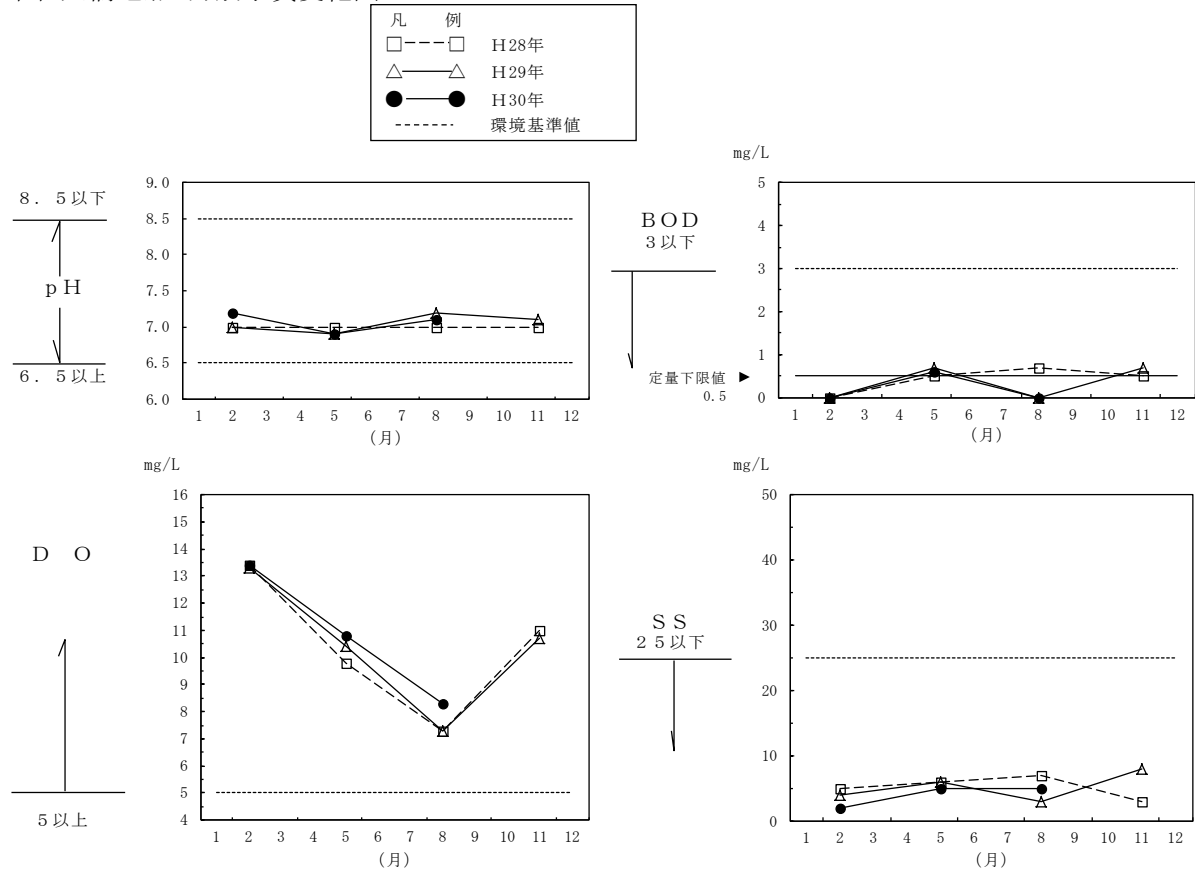
1) 生活環境項目

- ① pH 値、DO 値、BOD 値及びSS 値については、各地点とも環境基準値を満足していた。
- ② 大腸菌群数については、宮内地点の 7 月～9 月、8 月の本荘大橋、長泥橋地点で環境基準値を超過していた。

宮内地点 月別水質変化図



本荘大橋地点 月別水質変化図



環 境 基 準

1. 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	利用目的の適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及 びA以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN /100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN /100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN /100mL以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲 げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ゴミ等の浮遊 が認められない こと	2mg/L 以上	—

第1の2の
(2)によ
り水域類
型ごとに
指定する
水域

項目 類型	水生生物の生息状況の適 応 性	基 準 値			該当水域
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及其の塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及び これらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	第1の2の (2) により 水域類 型ごと に指定 する 水域
生物 特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの 餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
生物 特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下	

2. 人の健康の保護に関する環境基準

項目	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	ヒ素	総水銀	アルキル水銀
基準値	0.003 mg/L以下	検出されな いこと	0.01 mg/L以下	0.05 mg/L以下	0.01 mg/L以下	0.0005 mg/L以下	検出されな いこと

項目	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2- ジクロロエタン	1,1- ジクロロエチレン	シス-1,2- ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン
基準値	検出されな いこと	0.02 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.004 mg/L以下	0.1 mg/L以下	0.04 mg/L以下	1 mg/L以下

項目	1,1,2- トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3- ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ
基準値	0.006 mg/L以下	0.01 mg/L以下	0.01 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.006 mg/L以下	0.003 mg/L以下	0.02 mg/L以下

項目	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1,4ジチオチン
基準値	0.01 mg/L以下	0.01 mg/L以下	10 mg/L以下	0.8 mg/L以下	1 mg/L以下	0.05 mg/L以下